

新型コロナウィルス感染症対策と 会派活動内容について

Vol,1



大船渡市議会 「自由民主・無所属の会」



目次

- ・市民の皆さんへ 2ページ
- ・これまでの活動 3ページ
- ・要望内容 4~7ページ
- ・国や県の対策 8~11ページ

※令和2年5月8日時点の支援策です。

志田嘉功議員は5月8日の任期をもって勇退されました。長年に渡っての議員活動お疲れ様でした。

市民の皆さんへ



日頃は、大船渡市議会「自由民主・無所属の会」の活動に対しまして、多大なるご理解を賜りたいへんありがとうございます。

今任期も市民の皆さまの意見を取り入れた政策を実現すべく努力する所存でありますので、より一層のご指導をお願い申し上げます。

さて、世界的に新型コロナウイルスが猛威を振るい、国内においても新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、政府は緊急事態宣言を全国に発令し、他県への移動及び大規模な集会等の自粛要請を行っています。

幸い岩手県や当市では、「感染未確認地域」でありますか、隣県で新型コロナウイルスへの感染が発生するなど、市民の不安は日増しに大きくなっています。

また、行楽シーズンを迎えたものの各種イベントの中止に加え、宿泊施設や飲食店等の臨時休業や時間短縮など、市民生活や市内経済への影響も深刻なものになっています。

この経済活動の自粛は、倒産や廃業による雇用の悪化、個人消費の冷え込みなど、負の連鎖につながるおそれがあります。

したがって、あらゆる手段で経済の悪化に歯止めをかける必要があり、当会派では、「政治活動等にかかる新型コロナウイルスへの対応策について」「新型コロナウイルス感染症にかかる対策について」第一弾、第二弾を発表したところであります。

今こそ政治主導で物事を決定し、スピード感をもって経済対策を行うべきと考えています。

感染症対策の充実と強化を図り、総合的な経済対策で影響を最小限に抑えられるよう、努力してまいります。

市民の皆さんも何かと不安でいっぱいかと思いますが、手洗いや手指の消毒など、体調管理に万全を期していただけるようお願い申し上げる次第です。

令和2年5月8日



金子正勝

船砥英久

平山仁

船野章

新型コロナウィルスにかかるこれまでの取組み



◆令和2年3月30日、4月1日

政治活動並びに選挙における対策を
協議とともに要望の骨子を作成



◆4月2日

「新型コロナウィルスにかかる政治
活動の方法」を記者発表



◆4月7日

「新型コロナウィルス感染症に対する
要望活動」第1弾を実施

内容は、5~6ページ



◆5月1日

「新型コロナウィルス感染症に対する
要望活動」第2弾を実施

内容は6~7ページ



◆5月15日

「新型コロナウィルス感染症対策と活動について」冊子作成

今後も、市民の皆さまのご意見をいただきながら政策を実行してまいりますので、ご指導宜しくお願ひいたします。



Q 会派が考える経済対策は？



当会派の基本的な経済対策は次のとおりです。

1 未来への投資など、大胆な経済対策の実施を！(5億程度)

具体的には、以下のとおりです。

① 財源は、財政調整基金を有効に活用し、年度末繰り戻し分差額(5億～7億程度)を名目的に活用。

特定目的基金を整理し、公共施設整備基金等に集約の上、財政調整基金に繰り入れ活用する。令和2年度予算において繰り延べ出来る事業や公共施設の休業に伴う維持管理費分を新型コロナ対策へ流用する。以上、大まかに3点です。もちろん、今後の国・県からの臨時交付金等も最大限活用します。

② 雇用を守る観点から企業への支援策の拡充を求めてまいります。具体的には、中小企業事業継続支援金30万円の支援対象範囲の拡大 その際、リース料等の固定経費の上乗せの他、固定費への支援を検討します。飲食店業等事務継続活動支援補助金は、新型コロナウイルス対策としてテイクアウトを実施した店舗に定額20万円交付となるよう検討するとともに、一世帯1万円の地域通貨券を発行し、市内経済の循環策の強化を図ります。

③ 公共事業の前倒し発注による経済対策は原則地元発注で行います。また、新型コロナウイルスのために納期や資材が間に合わなかった場合の不可抗力について協議します。自然災害やバリアフリー化を図る未来への投資のための公共事業や不要となった公共施設の解体等を前倒し発注し市内経済の循環を図ります。

④ 水道料金改定の繰り延べや固定資産税等の猶予策措置を講じます。固定資産税や法人税、水道料金等の改定による影響を最小限なものにします。

Q 会派要望 第3弾の骨子は？

① 雇用調整助成金の対象にならない、自営業の家族従事者などに対する支援策を国に求めます。

② 中小企業事業継続支援金の対象業種拡大と、緊急対応期間外の対応について協議します。現在は、一回限り定額(10万円×3ヶ月)となっている。

③ 「新しい生活様式」への対応策

- ・都市の過度な集中からの転換の実現のため、移住策や空き家対策の充実を図ります。
- ・リモートワークやテレワーク実現のための支援策の充実
- ・換気改善にかかるリフォーム助成の創設

④ 避難所の三密防止対策の実現

⑤ 新型コロナウイルスによる路線バス等の赤字対策を国に求めます。

⑥ 期限付き地域通貨券配布による市内経済の活性化を求めます。

⑦ 飲食店や学校再開への対応策を求めます。

⑧ 県に対し家賃補助期限の延長を求めます。

⑨ 国保の減免規定について⑩水道の基本料金の減免を求めます。



Q お盆や年末、引っ越しシーズンの対応は？

現在は、緊急事態宣言が出され外出の自粛や知事による要請により他県からの移動後の対応が示されています。一方で、感染未発生の当県等は、経済活動の再開により、移動等が活発になると予想されます。また、他県に居られる子どもさんや親戚、知人等が疎開や避難、帰省することも想定しなければなりません。万一のために民間ホテルやアパートを借上げ、滞在出来る工夫も必要ではないでしょうか。全国のコロナ感染者がゼロにならなければ移動できないということにはなりませんからね。

自由民主・無所属の会 令和2年4月7日 第1弾 要望内容

1 発生させないことを第一に	
より一層の手洗い等の励行が必要な時期であることから、広報車やあらゆる媒体を用いて周知を行うこと。特に、広報臨時号を発刊し、感染症対策についてお知らせすること。	臨時号ではないが広報に特集を挟み周知をおこなっている。
マスクやアルコール消毒液の不足により、市民の不安が大きくなっていることから、国や県へ必要物資の対策を求めるここと。	国や県に市長会等を通じて要望
感染のおそれがある場合には直接病院等へ出向かないよう、連絡先(保健所)を周知すること。	広報等を通じて周知
直近の選挙を行う場合は、投開票所において、換気やアルコール消毒等の対策を行うこと。	実施済
選挙管理委員会から、立候補予定者に対し、事務所や選挙活動において、三密にならないよう留意をするお願い文書を配布すること。	実施済
2 市内に感染者が発生した場合は、増加させない対策を	
感染者が発生した場合の手順を確認しておくこと。また、感染者数と患者数は同一ではないことから、市民へ安心を与えるよう広報すること。	感染症が発生していないことから未実施
発生した場合に備えて、家庭内における隔離の方法を周知すること。	年末に向けて更なる周知の必要あり
感染者が発生した場合、学校施設の休校など、速やかに対応できるよう協議すること	発生した場合のシミュレーション実施
学童保育や放課後児童クラブ等の取組みに対して、新たな負担が発生した場合には対応を検討すること。	検討中
発生地域からの疎開や避難の可能性も検討し、2週間程度の経過観察のための民間ホテルやアパート等の借上げを検討すること(コロナ軽症者対策)	未実施
感染者が不当な差別や扱いを受けないよう関係機関と協議すること。	関係機関で共有
市内で複数名の感染が発生した場合には、職員の交代制を検討するなど、市役所がダウンしないよう対策を講ずること。	BCP計画作成済
3 感染終息期には、経済対策を	
民間需要の落ち込みが予想されることから、乗数効果の高い地域通貨券を発行し、市内経済の影響を最小限にすること。(財源は財政調整基金2億円(当初予算の1/100)を使い、年度内的一般財源基金繰り戻し分で調整)	未実施であるものの1億程度の経済対策を発表
長期の経済対策が必要なことから、タクシー利用や路線バス、買い物や健康講座などへポイントを付与する「市民ポイント手帳」の創設を行い市内経済の活性化を図ること(地方創生臨時交付金活用等)	未実施
次世代につながる防災対策等の公共事業を前倒し発注するなど、一定の事業量を確保すること。併せて、不要な施設等の解体を進め財政負担を軽減すること。	検討中
感染者の発生や建設資材の遅れにより納期が間に合わなかった場合(不可抗力)の対応を検討すること。	検討中
宿泊施設の需要落ち込みが激しい場合には、宿泊キャンペーンを実施するなど交流人口の拡大を目指すこと(地方創生臨時交付金活用)	要検討

学校給食納入業者の影響を調査し、対応を図ること。	市内業者にアンケート実施。間接的影響発生業者への対策を検討中
新型コロナ発生後は、サプライチェーンの転換やインバウンド策が大きく変化することから、当市への外国クルーズ船や外国人観光客への対応策を長期的な視点で検討すること。	今後協議必要
資金繰りへの対応を強化する必要があることから、緊急融資制度等の周知を図ること。	広報等で周知
失業者や生活困窮者への支援策として、緊急小口貸付の返済期間緩和などの協議を深めること。	広報等で周知の他、特例措置在り
水道料金の改定時期を繰り延べし、市民生活の影響を抑えること	延期する方向で一致

新型コロナウイルス感染症対策
自由民主・無所属の会 令和2年5月1日 第2弾 要望内容

1 感染予防対策等(ワクチン完成までの数年は現状が日常になるおそれ)	
より一層の手洗い等の励行が必要な時期であることから、広報車やあらゆる媒体を用いて周知を行うこと。県内他市では、防災行政無線による手洗い周知も行っていることから必要に応じて実施すること。	実施
広報臨時号を発刊し、最初の連絡先(保健所)を周知するとともに家庭内における隔離の方法をお知らせすること。	厚生労働省のホームページにあるものの周知必要
マスクやアルコール消毒液の不足により、市民の不安が大きくなっていることから、国や県へ必要物資の対策を求めるここと。	国や県、市長会等を通じて要望
首都圏からの直通バスやBRT、幹線路線バスの感染防止対応を要請すること	検討中
年末に向けて、新型コロナ発生地域からの疎開や帰省の可能性も検討し、2週間程度の経過観察のための民間ホテルやアパート等の借上げを検討すること	お子さんや知人、ご親戚が安心して帰省等ができる環境づくりが必要
感染者数を発表するのは二次感染を防止するため、加害者と被害者のように対立した構造にならないように注意し、情報提供に努めること	関係機関と共有
新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、療養に専念できるようにするため、国民健康保険における傷病手当金の創設し支給すること	5月15日の臨時会で上程予定
学校再開した場合に備え、児童・生徒のための非接触型体温計や手指消毒液などを配備すること	検討中
2 未来への投資など、大胆な経済対策の実施	
企業の固定費の支援(人件費・家賃・返済)	雇用を守るために企業への支援が必要です。特に、収入のない中の固定費の支援が大切です。
国による雇用調整助成金は、手続きが煩雑で申請から数か月の審査を要し、現下の対策としてはタイムラグが生じる可能性が高い。また、県や市の独時支援策については、減収対策が固定費の支援か曖昧な部分があり、3月から6月間における減収が対象で、視点が短期である	

県による家賃補助の期限延長について申し入れること	市1/4補助
雇用調整助成金の提出書類の簡素化と周知の徹底。また、労務士等を依頼し書類提出した場合の経費補助を検討すること	検討中
中小企業事業継続支援金30万円の支援対象範囲の拡大を行うこと。その際、リース料等の固定経費の上乗せを検討すること	検討中
飲食店業等事務継続活動支援補助金は、新型コロナウイルス対策としてティクアウトを実施した店舗に定額交付となるよう検討すること	要望中
先の見通しがない中で経営者は融資を受けることを躊躇し、廃業を選択するおそれがあることから、返済費の金利支援(日本公庫等に加えて民間銀行)やリスケジュール等の支援策を充実させることまた、既往債務については、無利子・無担保融資への借換えができるよう、貸付条件を大幅に改善するよう国に要望すること	広報で周知 民間金融機関等において相談窓口対応
法人税の時限的な減免や支払い猶予策の検討をすること	未実施
水道料金の改定時期の繰り延べを行うこと	延期で一致
特別定額給付金10万円は、3ヶ月以内の申請となっていることから、手続きを出来るだけ簡略化し、代理申請が可能であることを周知すること。併せて、返信用封筒をつけるなど利用しやすい環境を講ずること	新聞報道等で周知
新規学卒者等就職奨励金の増額(商品券10万円へ)を行うこと	現状6万円
民間需要の落ち込みが予想されることから、一世帯1万円の地域通貨券を発行し、市内経済の影響を最小限にすること(財源は財政調整基金2億円(当初予算の1/100)を使い、年度内的一般財源基金繰り戻し分で調整)	未実施
次世代につながる防災対策等の公共事業を前倒し発注するなど、一定の事業量を確保すること。併せて、不要な施設等の解体を進め財政負担を軽減すること。また、発注にあたっては、特殊な工事を除き地元発注を基本とすること	前倒しについては共通認識
経済の下振れが心配されることから、日本・千島海溝を震源とする大地震に対応する市内強靭化5カ年計画を発表すること	時期捉えて協議
感染者の発生や建設資材の遅れにより納期が間に合わなかった場合(不可抗力)の対応を検討すること	検討中
泊施設の需要落ち込みが激しい場合には、宿泊キャンペーンを実施するなど交流人口の拡大を目指すこと また、年末や春の移動シーズン対応のために、宿泊施設の借上げを検討すること(新型コロナウイルス対策は数年続く)	時期捉えて協議
市内経済の悪化により生活設計に影響が手始める可能性が高いことから、各種相談体制の強化を図ること(経済悪化による個人向け住宅ローン等の支払い)	民間金融機関や社会福祉協議会等で相談窓口
市税納付期限の延長並びに国保や介護保険料等の猶予期間の周知を行うこと	広報等で周知
幹部職員へのタブレット配布は優先度が低いことから、次年度以降とし、その財源450万円余をコロナウイルス対策へ充てること。また、公共施設の休業やイベント中止に伴い、管理費等の削減が見込まれることから、その財源を新型コロナウイルス対策へ充てること。さらに、現下において優先度が低いと考えられる事業は次年度以降とし、一円でも多く新型コロナウイルス対策へ充てること	検討中
長期的な視点から、テレワークの導入に向けた助成金や相談体制を構築すること	新しい生活様式への対応が必要
長期の経済対策が必要なことから、タクシー利用や路線バス、買い物や健康講座などへポイントを付与する「市民ポイント手帳」の創設を行い市内経済の活性化を図ること。	未実施 7

新型コロナウィルス感染症支援策（8~11ページ）

支援策の基本は助成、融資、減免、猶予です。また、期限について定まっているものもありますのでご留意ください。

Q 一人10万円の受け取り方は？

郵送とオンライン申請があります。郵送申請は返信封筒に記入して申請してください。

Q. 子どもの本人確認書類はないのですが、どのようにしたらいいですか。

A. 世帯全員分を世帯主が代表して申請いただくため、本人確認書類は世帯主の方のみとなります。

Q. 世帯主が身体が不自由なため、自分で申請できない場合は、どのように申請したらいいですか。

A. 本人による申請が困難な方は、代理人による郵送での申請も可能です。

※申請期限は、郵送方式の申請受付開始日から3か月以内

◆大船渡市生活福祉部地域福祉課(0192-27-3111)

Q 休業や失業で生活資金が足りなくなつた…

◆生活福祉資金貸付制度

・「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で10万円を、このうち学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大20万円を、それぞれ借りられます。

・「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身なら月に最大15万円を、2人以上の世帯なら月に最大20万円を、それぞれ原則3か月間、無利子で借りられます。
なお、解雇・雇い止めをされた場合、休業手当等の労働相談は管轄の労働基準監督署で相談を受け付けています。

◆問い合わせ先：社会福祉協議会へ(0192-27-0001)

個人向け緊急小口資金相談センター0120-60-3999
(平日・土日祝 9:00~21:00)

◆大船渡市生活福祉部地域福祉課(0192-27-3111 内線185)

緊急小口融資貸付決定後に担当課に申請すると貸付決定額の2割を支給
(要件あり)

Q 会社から休んでと言われた場合、給与は…

◆休業手当 会社が労働者に仕事を休ませる措置をとるなど、会社の責任・判断で労働者を休ませる場合は、休業期間中に休業手当(平均賃金の60%以上)を支払わなければなりません。

会社側が『休業手当』を支払った場合は、その一部を助成する『雇用調整助成金』を活用することができます。

◆問い合わせ先：「新型コロナウィルス感染症に関する特別労働相談窓口」
(岩手労働局 総合労働相談コーナー(雇用環境・均等室))

電話：0120-980-783 019-604-3002

Q 新型コロナウイルス感染症を発症した場合、給与は？

◆傷病手当金

【4日間以上仕事を休んだときに】

「傷病手当金」は、けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当です。

新型コロナウイルスに感染した場合ももちろん対象となります。検査で確認されていなくても感染が疑われる症状があるために自宅で療養したという場合も受け取れます。

【支給の対象は】

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。

◆問い合わせ先：大船渡労働基準監督署（0192-26-523）

Q 子どもの臨時休校で仕事を休まざるを得ず、収入が心配

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金制度は、小学校等の臨時休校や風邪などの発熱により子どもの世話をするために仕事を休んだ保護者が対象となります。正社員やパートなどで企業等に勤める人のほか、フリーランスや自営業者も含まれています。

ただし、対象は原則小学校までの子どもがいる保護者となるため、子どもが中学生や高校生の場合には補償はありません。また、学校が休校にならず保護者が自主的に休んだ場合は対象外です。

対象者	新型コロナウイルスによる臨時休校や子どもの発熱により仕事を休んだ保護者（祖父母可）
対象となる学校	幼稚園 保育園 小学校等
支給額	雇用労働者：日額8,330円上限 フリーランス等：一律日額4,100円
申請する人	雇用労働者：事業所 フリーランス等：本人が申請

◆問い合わせ先：・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談
コールセンター 0120-60-3999（毎日 9:00～21:00）



Q 税や国保の猶予をするには…

■収入に相当の減少があった事業者の国税や地方税について「無担保かつ延滞税なし」で1年間納税を猶予する特例を設けます。尚、これにより社会保険料も同様の扱いが可能です。

Q どのような方が対象になりますか。

- ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期と比べ概ね20%以上減少した場合
- ・一時に納税を行うことが困難な場合（フリーランスなど確定申告書による納税者は収入減少の要件を満たすこと）

Q いつ収める税金から適用となりますか

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31までの納期限が到来する国税や地方税について適用。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税や地方税についても、遡って特例を利用可能。

◆問合せ先 大船渡税務署 0192-26-3481 市役所税務課 27-3111

■国民健康保険料や介護保険料の減免・支払い猶予について

(1)新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯は、対象となる期間の保険料の全額を免除してもらえる。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響で減収が見込まれる場合

新型コロナウイルスの影響で一定程度収入が下がった人は、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免や支払い猶予などが認められる場合があります。

◆問合せ先 市役所国保年金係 0192-27-3111

Q 上下水道、電気、ガス、電話料金が支払いが心配

総務省、国土交通省、資源エネルギー庁などは、地方公共団体や各事業者に対し、公共料金について「支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請」する通知を発している。

◆問い合わせ先：支払猶予の相談は、地元自治体の上下水道の部局や契約している各事業者

Q 家賃の支払いが心配

◆住居確保給付金

休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃を支給する制度。

【休業による収入減少も対象に】

これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も受け取れるようになりました。

世帯の生計を支えていたものの仕事を失ったり収入が減ったりした人が対象で、給付を受け取れる期間は、原則3か月間、最長で9か月間です。

○支給要件

・収入要件・資産要件・求職要件

失業や離職した人などは、「ハローワークを通じて求人の申し込みをしている」ことなどが条件となります。

◆問い合わせ 大船渡市社会福祉協議会 ここからセンター 0192-27-0001

Q 親の収入が激減し、学費や仕送りが心配



◆修学支援新制度

新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。

【申請に必要なものは】

家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定していて、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体が実施する公的支援の受給証明書などが必要です。

【申請はいつでも可能】

申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類をそろえて提出します。

奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。

このほか、貸与型の奨学金もあります。

◆問い合わせは各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

Q 生命保険の新型コロナの特別対応措置は？

保険料の支払い猶予期間が最長6ヶ月

保険料の払込ができなかった場合には、通常1ヶ月間の払込猶予期間があります。今回の新型コロナウイルスによって、保険料の支払いが難しくなった場合は、最長6ヶ月間の払込猶予期間の延長措置を実施しています。

この場合には、保険契約者が生命保険会社に払込猶予の申し出をする必要があります。

また、新型コロナウイルスのため、契約更新の手続きが困難になってしまった場合、契約更新の期間延長の手続きも柔軟に対応してくれます。損害保険会社も同じように、対応策をとっています。

火災保険、自動車保険、障害保険などについて、保険料の払込猶予期間が最大6ヶ月に延長されています。また契約更新の手続きについても、猶予が最長6ヶ月あります。詳しくは各保険会社にご確認ください。

Q 従業員に給料を支払えるか心配…

◆「雇用調整助成金」の特例措置

新型コロナウイルスの影響により業績が悪化したなどの理由によって、事業主が休業手当を支給して従業員を休ませた場合に、その費用の一部を政府が助成するものです。

Q 雇用調整助成金の対象となる事業者は？

雇用調整助成金の対象となるのは、雇用保険の適用事業主で新型コロナウイルスの影響を受ける企業・個人事業主(全業種)です。緊急対応期間においては、事業所設置後1年未満の事業主も助成対象となります。

Q 助成金の支給は何を基準に決めるの？

緊急対応期間において、生産指標要件は、従来の「1ヶ月10%以上低下」から「1ヶ月5%以上低下(直近1ヶ月の売上が5%以上減少)」へと大幅に緩和されています。

Q 対象となる従業員は？

今回の特例では対象者を拡大し、加入期間が6ヶ月未満や被保険者でない人であっても適用となります。つまり、新入社員や派遣社員、契約社員、パート従業員、アルバイト(学生を含む)を休業等させた場合であっても、助成金給付の対象になるということです。

Q 受給できる金額は？

前年度に支払った給与総額から1人あたりの平均給与額を計算し、その額に助成率を乗じた額(従業員1人あたりの日額上限は8,330円)となります。

たとえば、平均給与額が15,000円で休業手当を9,000円(平均給与額の60%)支給した場合、8,100円(休業手当の9割)が助成されます。

※現在、国会において上限額について議論されています。

◆問い合わせ先：・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、相談コールセンター

0120-60-3999(平日・土日祝 9:00~21:00)

・大船渡公共職業安定所ハローワークへ(0192-27-4165)

※助成金は個人ではなく企業に助成されるものです



Q 売上減で資金繰りが心配…

当面の運転資金を調達したい

民間金融機関による実質無利子・無担保融資 融資上限額3000万円

売上高等が5%減少した場合、保証料ゼロと実質無利子で融資。

(SN4号・5号・危機連絡証が要件)

・3000万円を融資上限とし、当初3年間を金利補給期間とする。

・既往債務の借りかえ

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借りかえが可能。

◆お問い合わせ先】

中小企業金融・給付金相談窓口 TEL : 0570-783183
(平日・土日祝日 9:00~19:00)

・新型コロナ特例リスケジュール

資金繰りのために借入返済をリスケジュールしたい ⇒金融機関と経営者の間に入つて調整する制度

◆相談窓口 中小企業再生支援協議会

欠損金の繰り戻しによる還付制度

中小企業に認められている青色欠損金の繰り戻し還付について、中堅企業も適用になります。

自動車税・軽自動車税「環境性能割」の延長

自動車を購入する場合に環境性能割の税率1%分が軽減される措置の適用期限が令和2年9月30日から6か月延長されます。

不動産取得税(耐震改修)

新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等により、取得の日から6か月以内に居住することが出来なかった場合

個人・世帯向け	生活支援	家計への支援 (基準日4月27日)	特別定額給付金	基準日に住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付	
		離職等で 住宅を失った ・失う可能性がある	住居確保給付金	休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方を対象に追加	
		休業で家計が 維持できない	緊急小口資金(特例)	貸付上限額10万円(特別な場合は20万円) 措置期間1年以内、 償還期間 2年以内	
		失業で家計が 維持できない	総合支援資金(特例)	貸付上限単身15万円、 複数20万円 措置期間1年以内、 償還期限10年以内	
事業主向け	事業継続・休業・金融等の支援	新型コロナウイルス感染症の影響で 売上が半減した	持続化給付金	売上が前年同月比 50%以上減少 法人200万円、 個人事業者 100万円	
		従業員に休業して もらう	雇用調整助成金(特例)	助成率は企業規模・雇用 状況で変動。休業等助成 一人1日8,330円まで	
		こどもがいる 従業員	小学校休業等対応 助成金 (労働者雇用向け)	小学校当休業で労働者が有給休暇取得の場合、8,330円を上限に賃金相当額を助成	
		こどもがいる フリーランス	小学校休業等対応 支援金 (フリーランス向け)	小学校当休業で休業したフリーランスの場合、1日あたり4,100円(定額)を助成	
		市内の飲食店舗等	飲食業等事業継続 活動支援補助金	宅配やテイクアウト等に 新たに取り組むための 費用上限20万円	
		市内の飲食店・ 宿泊業等	中小企業事業継続 支援金	売上が前年同月の任意1 月と比較し減少している 場合に定額30万円支給	
		資金繰りのために 融資を受けたい	新型コロナウイルス対策 特別資金(実質無利子型)	3か月の売上高が前年 同月比5%以上減少 融資限度額3,000万円	
			新型コロナウイルス感染症 特別貸付 (無利子・無担保融資)	売上が前年同月比5% 以上減少。融資限度額 別枠6,000万円	
			マル経融資の金利引下げ	売上が前年同月比5% 以上の減少。融資限度額 別枠1,000万円	

発行:自由民主・無所属の会 令和2年5月10日発行

【編集後記】当会派では、新型コロナウイルス対策の冊子を作成することで、少しでも市民の皆さんのお役に立てればと考えました。そして何よりも、新型コロナウイルスが収束し、日常が戻ってくることを祈念します。市民みんなが協力し、この難局を乗り越えましょう。

